

土地改良区の財務分析手法の検討

Study of financial analysis method for land improvement districts

中條 聡^{*1}, ○工藤 晶子^{*1}, 清水 太一^{*2}, 石川 博利^{*3}

Chujo satoshi, KUDO Akiko, SHIMIZU Taichi, ISHIKAWA Hirotooshi

1. はじめに

全国に広がる農業用水路の延長は約 40 万 km、ダム、頭首工、用排水機場等は合わせて約 7,000 箇所以上で整備され、緻密な水利施設ネットワークを構築している。一方で多くの現場で施設の老朽化と施設管理者の資金不足が課題となっている。本研究は、施設管理者の財務管理状況に着目し、土地改良区特有の財務管理手法について研究した事例を紹介するものである。

2. 現状分析及び課題の抽出

近年、土地改良区を取り巻く現状として、施設の老朽化に伴う更新費用の計画的な積み立てが必要になっていること。また組合員に農業法人などコスト意識を強く持つ主体が増えていること等、公的団体として説明責任確保の観点から財務情報およびその妥当性の説明をより明確に行うことが求められている。

土地改良区は、組織形態や運営方法が民間企業と大きく異なる。会計では、個別基準（土地改良区会計基準、平成 31 年 2 月 14 日 30 農振第 2938 号）を有していること。また特有の勘定科目や仕訳があることなどから通常の企業会計とは異なる。土地改良区が持続的に施設を維持・管理していくには、会計・財務の専門知識の醸成、さらに土地改良施設に関する知識・技術を踏まえた、土地改良区特有の財務管理手法の確立が課題となっている。

3. 検討目的及び検討内容

3.1 検討目的

土地改良区が自主的に将来への備えを行うためには、現在の財務状況を正確に把握し、将来の必要資金を予測すること。予測結果を基に実効性のある長期計画を立て実行することが必須である。

そこで本研究では、賦課金額の評価、更新・修繕費用の積立金の見積りにおいて、財務資料（決算書、施設台帳）に着目した財務分析モデルの検討を行うものとした。

3.2 土地改良区の概要

対象とした伊達西根土地改良区（福島県伊達郡）は、ダム、3 頭首工、2 幹線水路（開水路約 39km）等を自ら所有及び管理する土地改良区である。施設は「西根堰」として知られ、約 400 年前に開削された施設であり、選奨土木遺産に認定されている。受益面積は 1,249ha、組合員数は 2,436 名（令和 3 年度時点）であり、令和 2 年度通常総会で可決された決算は収入・支出共に 1 億 3000 万円規模である。

3.3 検討方法

初めに、財務分析に必要なとなる資料（事業報告書、収支予算書・決算書、土地改良施設台帳等）を土地改良区から収集した。次に、土地改良区会計・財務に関する国の公表資料やマニュアルなどの関連資料を確認し、本研究に参考となる考え方があるか確認した。現状及び将来の積立金の適正額を把握することが土地改良区の要望であり、かつ土地改良区会計の複式簿記化の重要な狙いであ

*1 日本工営株式会社、*2 フィールドワーク株式会社、*3 水土里ネット西根堰（伊達西根堰土地改良区）

キーワード：農村振興、社会計画、ファイナンス

る。これより、賦課金及び積立金の適正額の把握（現状と将来）及び適正額を把握する手法の開発を目指し財務分析を行った。開発した財務分析モデル（図-1）により算出した現状及び将来の積立金の適正額について土地改良区の意向及び今後の課題について整理した。

3.4 財務分析モデル

妥当な賦課金額や積立金額を算定する具体的な手法やマニュアルが限られていたため、本研究独自のモデルを開発した。モデルは、説明性が高いこと、簡易であること、汎用性があることの3点について着目して開発した。県営または団体営施設規模の土地改良区を対象としているため、機能保全計画書等の更新・修繕費用に関する技術資料は無いという前提で、決算書と施設台帳のみで適用可能な分析手法とした。

モデルでは、「A 施設保全コスト（施設を維持するために必要なコスト）」及び「B 施設保全能力（施設の維持・更新のための支払い能力）」を資料から整理し、現状の賦課金額の妥当性について評価することとした。分析モデルは、現状評価に加え、将来に必要な賦課金額を算定することが可能とした。

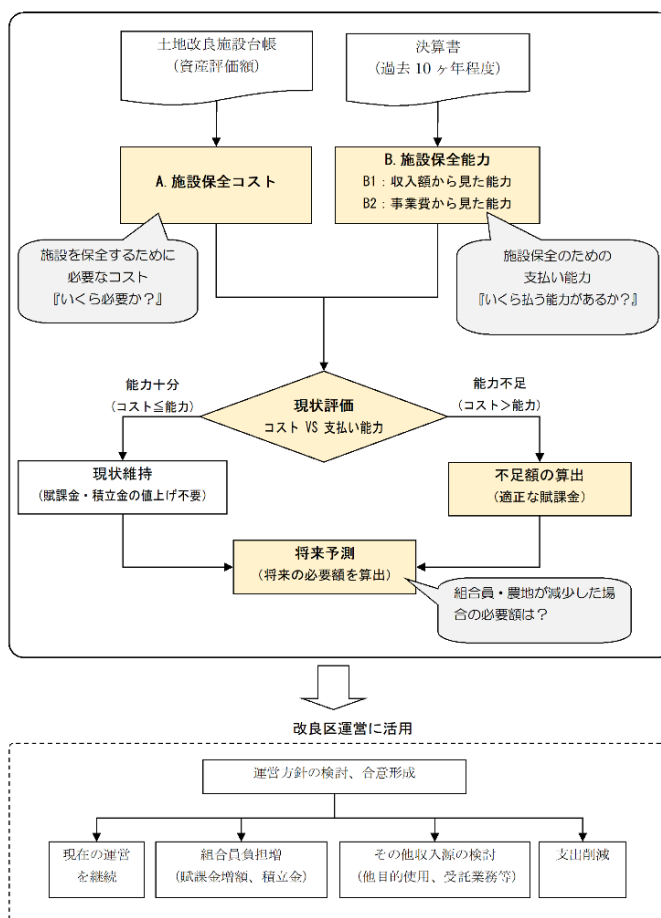


図-1 財務分析モデル

4. 研究結果及び今後の展望

4.1 研究結果

本研究で提案した財務分析モデルによって、本地区の農業水利施設を維持管理するためには、約800万円/年の不足が生じると予測された。本改良区の予算規模は約1億円/年に対して、計算結果（800万円/年）と財務調整金取り崩し額（500万円/年）は、近似している。また仮に経常賦課金で補う場合には1.13倍と部分的な増額で対応できる範疇の金額であった。

4.2 今後の展望

算定結果の妥当性について土地改良区に聞き取り確認した結果、「本研究で示された数値は実感と近いと感じた。このように具体的な数字で現在や未来の状況が示されることは有意義で、他の改良区にとっても有用である」との評価であった。今後は他の土地改良区にも適用し、モデルの改良、パラメータ分析及び適用性の検証に努める予定である。

最後に本研究にご協力頂いた伊達西根堰土地改良区ならびに関係者の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 農林水産省, 土地改良施設の資産評価マニュアルの概要について、p2-11、2019
- 2) 農林水産省, 土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てについて (H31.2.14)